

# 寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けたアプローチ

寝屋川市 危機管理部 監察課

## 寝屋川市の「3段階アプローチ」

寝屋川市では、先生方を中心とした学校現場でのいじめ対応を「**教育的アプローチ**」と定義し、加えて、市長部局監察課による「**行政的アプローチ**」、弁護士等による「**法的アプローチ**」という3段階のアプローチを用意しています。

|                      | 主 体                  | 対象の概念                              | 目 的              |
|----------------------|----------------------|------------------------------------|------------------|
| 第1段階<br>教育的<br>アプローチ | ・学 校<br>・教育委員会       | 教育・指導の対象としての児童                     | 人間関係の再構築         |
| 第2段階<br>行政的<br>アプローチ | 市 役 所<br>監 察 課       | 被害児童・加害児童<br>の概念を用いた対応             | 事態の早期収拾          |
| 第3段階<br>法 的<br>アプローチ | ・弁護士<br>・警 察<br>・裁判所 | 法 的 手 続 の 当 事 者<br>( 原 告 ・ 被 告 等 ) | ・責任の追及<br>・損害の回復 |

## POINT

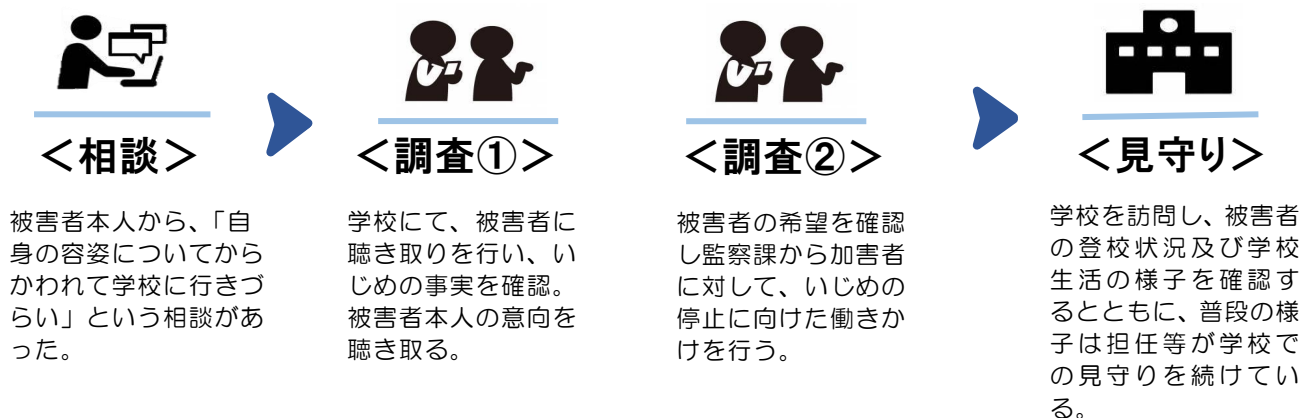
以前から行われている学校現場のいじめ対応では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とするため、中には解決まで時間を要し、深刻化するケースもあります。

そこで寝屋川市では、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場から対応します。「被害児童・生徒」「加害児童・生徒」の概念を用い、いじめ問題の即時停止を目的として、1か月以内という短期間で事案へ対応しています。

法的アプローチでは、被害者による警察への告訴、民事での訴訟を行うルートとして、刑事・民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けています。

## いじめ事案に対する監察課の対応例

### いじめ通報促進チラシからの相談の場合



当事者への聴き取りや調査結果に基づき、事実確認を行い、監察課内でいじめ解決に向けたアプローチ方法を決めるケース会議を開催。

監察課は本気でいじめを抑え込みます。

監察課



### POINT

いじめの内容は、学年が上がるごとに保護者や教職員の目が届きにくくなる傾向にあります。最近は中学生のみならず、小学生でも SNS などを使ったインターネット上でのいじめ事案が増加しています。

インターネット上でのいじめ事案の例として、「オンラインゲーム内での悪口や暴言」「SNS (LINE グループ等) での仲間外れ」「クラスメイトの画像等を許可なく拡散する」などが挙げられます。

監察課に直接いじめの通報・相談があったときは、監察課が被害児童・生徒、加害児童・生徒、教員、保護者等に直接関与して調査・対応を行います。早期にいじめの事実確認を行い、加害者への指導等を行うことで、1 か月以内のいじめの停止を図っています。

「いじめ通報促進チラシ」を始めとした、さまざまな相談方法を用意することで、積極的な情報収集を図っています。

## いじめの情報提供に御協力をお願いします！

監察課では、様々なツールを用いて積極的に情報収集をおこなっており、令和6年度には2学期末までに、**141** 件の通報・相談が届いています。

### いじめ通報促進チラシ

対応件数

**50 件**

市内の小中学生に  
毎月1回配布しています！  
保護者の方からの  
通報も受け付けます。

### フリーダイヤル

対応件数

**39 件**

午前9時00分～午後5時30分  
※月曜日から金曜日（土日祝除）  
TEL 0120-7830-66

### 市公式アプリ

対応件数

**11 件**

市公式のもっと寝屋川アプリから  
24時間いつでも通報が可能。

### メール

対応件数

**11 件**

メールアドレス：  
kansatsu@city.neyagawa.  
osaka.jp

### LINE

対応件数

**1 件**

QRコードを読み取り、  
画面に従って選択・入力。

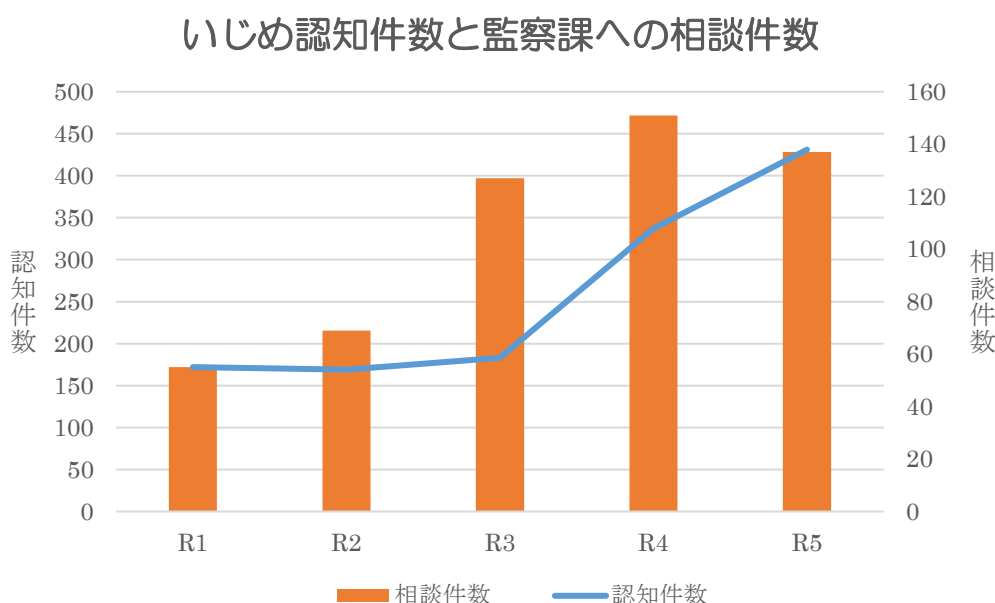


※その他、来庁による相談もございました。

# 監察課は本気でいじめを抑え込みます

危機管理部監察課では、いじめを停止するため、様々な形でいじめへの対応に取り組んでいます。

## いじめ認知件数及び相談件数の推移



### 令和6年度いじめ認知件数（令和6年度2学期末まで）

▶市が認知したいじめの件数 **427件**（小学校 235件、中学校 192件）

（参考）令和5年度いじめ認知件数：431件

- ・小学校 **241件** ⇒ 児童1,000人あたり **23.8件**
- ・中学校 **190件** ⇒ 生徒1,000人あたり **36.8件**

寝屋川市内のいじめ認知件数は年々増加しています。監察課への相談件数も増加傾向にあります。



いじめの初期段階から、いじめとして認知し対応を行うことでSOSの見逃しや、初動対応の遅れ、いじめの長期化・複雑化を防ぎ、対応にあたっています。